

大淀町企業立地の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大淀町企業立地の促進に関する条例（平成20年6月大淀町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条第2項の規定により助成措置を受けようとする事業者は、指定事業者指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又はこれに代わるもの
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 直近3営業年度の決算書の写し
- (5) 建築物等配置計画書及び土地利用計画書（縮尺500分の1程度）
- (6) 法人にかかる本町の納税証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、必要がないと認めるときには、前項各号に掲げる書類の全部又は一部の提出を省略させることができる。

3 第1項の申請書の提出は、当該事業所の新設、増設、改修又は移転（以下「新設等」という。）に係る建築工事の着手の予定日の60日前まで（建築工事を伴わないものについては、当該事業所において事業を開始する日の30日前まで）に行われなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で町長が認めた場合は、この限りでない。

(指定通知等)

第3条 町長は、条例第3条第3項の指定事業者の指定を行うときは指定事業者指定書（様式第2号）により、指定を行わないときは指定事業者不指定書（様式第3号）により、当該事業者に通知するものとする。

(変更申請等)

第4条 前条により指定事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が第2条第1項の申請書の提出の際に届け出た事項を変更しようとする場合において、第3項各号のいずれにも該当しないときは、条例第6条第1項の規定に基づき、指定事業者事業計画等変更申請書（様式第4号）に町長が必要と認める当該変更に係る事実を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、条例第6条第2項の変更の承認をするときは指定事業者事業計画等変更承認書（様式第5号）により、承認しないときは指定事業者事業計画等変更不承認書（様式第6号）により、当該事業者に通知するものとする。

3 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、条例第6条第1項の規定に基づき、指定事業者事業計画等変更届（様式第7号）に町長が必要と認める当該変更に係る事実を証する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 助成額の変更を伴わない事業計画の変更をしようとするとき

(2) 指定事業者の名称その他事業者に係る事項を変更しようとするとき
（条例第10条の規定に該当する場合を除く。）

(3) その他町長が別に定める事項を変更しようとするとき
（工事着手）

第5条 指定事業者は、第3条の規定により指定事業者の指定を受けた日の翌日から起算して180日以内に当該事業所の新設等に係る建築工事に着手しなければならない。

2 指定事業者は、前項の工事に着手したときには、速やかに工事着手報告書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

3 建築工事を伴わないものについては、前2項の規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

（事業開始）

第6条 指定事業者は、前条の規定による建築工事に着手した日の翌日から起算して1年以内（建築工事を伴わない場合は、第3条の規定により指定事業者の指定を受けた日の翌日から起算して180日以内）に当該事業所において事業を開始しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合で町長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 指定事業者は、当該事業所において事業を開始したときには、事業開始の日の翌日から起算して30日以内に事業開始報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証の写し（建築工事を伴わないものを除く。）

(2) 条例第2条第9号に規定する投下固定資産の取得額に係る契約書等の写し

(3) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条に規定する労働者名簿に登載している者のうち、当該事業所を主たる勤務地とする

者の名簿（以下「従業員名簿」という。）

(4) 土地の登記簿謄本（当該土地が借地である場合にあっては、賃貸借契約書）及び建物の登記簿謄本の写し

（事業廃止又は休止の届出）

第7条 指定事業者は、当該事業を廃止又は休止しようとするときには、あらかじめ事業廃止（休止）届（様式第10号）により町長に届け出なければならない。

（指定の取消）

第8条 町長は、条例第7条第1項の規定により指定事業者の指定を取消したときには、指定事業者指定取消通知書（様式第11号）により当該指定事業者であった者に通知するものとする。

（助成金交付申請）

第9条 条例第8条第1項の規定により助成金の交付を受けようとする指定事業者は、助成金交付申請書（様式第12号）に指定事業者に係る本町の納税証明書及び従業員名簿を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に係る期限は、毎年5月末日までとする。

（助成金交付通知）

第10条 町長は、条例第8条第2項の規定により助成金を交付するときには、助成金交付決定通知書（様式第13号）により当該指定事業者に通知するものとする。

（地位の承継）

第11条 条例第10条の規定による指定事業者の事業を承継した事業者は、当該事業を承継した日の翌日から起算して30日以内に指定承継申請書（様式第14号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは指定承継承認通知書（様式第15号）により、承認しないときは指定承継不承認通知書（様式第16号）により、当該申請事業者に通知するものとする。

（細目）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。

(施行に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行後 60 日以内に新設等の工事に着手する予定のある事業者 (建築工事を伴わない新設等にあつては、施行後 30 日以内に事業を開始する予定のある事業者) は、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、施行後すみやかに同条第 1 項の申請をしなければならない。

(失効)

- 3 この規則は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 4 この規則の失効の日 (以下「失効日」という。) 前に指定事業者の指定を受けた事業者に対するこの規則の適用については、前項の規定にかかわらず、失効日以後においても、なおその効力を有する。

指定事業者指定申請書

年 月 日

大淀町長 (氏 名) 様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者の指定を受けたいので、大淀町企業立地の促進に関する条例第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 立地する事業の概要

立地する事業所の所在地	大淀町大字				
立地する事業所の名称					
新設等の種別	新設	増設	改修	移転	
建築工事等の有無	建築工事を伴う		建築工事を伴わない(購入)		
現在の土地の所有権の状況	自己所有	賃借契約済み	未購入(購入予定・賃借予定)		
建物の所有権の状況(購入の場合)	自己所有(購入済み)		未購入		
立地する事業所で行う事業の内容 (主要な製造品目、主要な商品名等を併せて記載してください。)					
用地・施設等	敷地の面積	m ²			
	建物の延床面積	m ²			
	建物の建築面積	m ²			
	建物の構造				
	階数	地上	階	地下	階
その他付帯施設					
投下固定資産の予定額	建物	千円			
	償却資産	千円			
	合計額	千円			
立地する事業所での従業員数(予定)	人 (うち新規雇用予定者 人)				
建設計画	建物工事の工期	年	月	~	年 月
	造成工事の工期	年	月	~	年 月
	その他工事の工期	年	月	~	年 月
	事業開始予定日	年	月	日	

2 会社の概要

本社所在地	
従業員数	人
事業概要	
設立年月日	年 月 日
資本金	百万円(年 月現在)
売上高	百万円(年 月現在)
経常利益	百万円(年 月現在)
決算期	年 月 ~ 年 月
上場・非上場の別	上場(東証・大証 第 部)・非上場(店頭公開含む)
会社の略歴	

添付書類

- (1) 法人の定款又はこれに代わるもの
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 直近3営業年度の決算書の写し
- (5) 建築物等配置計画書及び土地利用計画書(縮尺500分の1程度)
- (6) 法人にかかる本町の納税証明書
- (7) その他参考資料

指定事業者指定書

年 第 号
月 月 日

住所
会社名
代表者名 様

大淀町長 (氏名)



年 月 日付で申請のあった指定事業者の指定について、大淀町企業立地の促進に関する条例第3条の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

新設等の種別	新設	増設	改修	移転
建築工事の有無	建築工事を伴う		建築工事を伴わない(購入)	
事業の内容				
指定番号				
事業所の所在地				
事業所の名称				
指定の条件				

指定事業者不指定書

年 第 号
月 月 日

住所
会社名
代表者名 様

大淀町長 （ 氏 名 ） 印

年 月 日付で申請のあった指定事業者の指定について、大淀町企業立地の促進に関する条例第3条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定しません。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

記

指定しない理由	
事業所の所在地	
事業所の名称	

指定事業者事業計画等変更申請書

年 月 日

大淀町長（氏名）様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者の指定内容を変更したいので、大淀町企業立地の促進に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

- 3 添付書類

指定事業者事業計画等変更承認書

年 第 月 号 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 (氏名)



指定事業者の指定内容の変更について、大淀町企業立地の促進に関する条例第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

- 1 指定番号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

- 3 追加し、又は変更する指定の条件

指定事業者事業計画等変更不承認書

年 第 号
月 月 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 （ 氏 名 ）



指定事業者の指定内容の変更について、大淀町企業立地の促進に関する条例第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認しません。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

記

- 1 指定番号
- 2 不承認の理由

指定事業者事業計画等変更届

年 月 日

大淀町長 (氏 名) 様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者の指定内容を変更したいので、大淀町企業立地の促進に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 指定番号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

- 3 添付書類
 - ・変更後の法人の登記事項証明書
 - ・変更後の印鑑証明書

工事着手報告書

年 月 日

大淀町長 (氏 名) 様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者指定を受けた事業所の建設工事に着手したので、大淀町企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定番号
- 2 事業所の建設工事を着手した日 年 月 日
- 3 添付書類

事業開始報告書

年 月 日

大淀町長 (氏 名) 様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号



指定事業者指定を受けた事業所において事業を開始したので、大淀町企業立地の促進に関する条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 指定番号

2 事業所の代表者の役職及び氏名

3 事業を開始した日 年 月 日

4 事業所の状況

敷地の面積	m ²
建物の延床面積	m ²
建物の建築面積	m ²
建物の構造	
階数	地上 階 地下 階

5 投下固定資産の状況

建物にかかる投下固定資産額	千円
償却資産にかかる投下固定資産額	千円
合計額	千円

6 従業員の状況

従業員数	人
うち、新規雇用者	人
うち、大淀町民の新規雇用者	人

7 添付書類

- ・建物にかかる建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し(建築工事を伴わないものを除く。)
- ・投下固定資産の取得額に係る契約書等の写し
- ・雇用保険法施行規則第6条に規定する労働者名簿に登載している者のうち、当該事業所を主たる勤務地とする者の名簿
- ・土地の登記簿謄本の写し(借地の場合は、賃貸借契約書の写し)
- ・建物の登記簿謄本の写し

事業廃止（休止）届

年 月 日

大淀町長（氏名）様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者指定を受けた事業所における事業を（廃止・休止）するので、大淀町企業立地の促進に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

- 1 指定番号
- 2 廃止（休止）予定年月日 年 月 日
- 3 廃止（休止）理由

指定事業者指定取消通知書

年 第 号
月 月 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 （ 氏 名 ）



大淀町企業立地の促進に関する条例第7条第1項の規定に基づき、下記の理由により指定事業者の指定を取り消したので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

記

1 指定番号

2 取消の理由

3 既に交付した助成金がある場合の処置

助成金交付申請書

年 月 日

大淀町長（氏名）様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号



助成金の交付を受けたいので、大淀町企業立地の促進に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号
- 2 助成金交付申請額

基準とする税目	前年度課税額	交付申請額 (左欄の5分の1)
指定を受けた事業所にかかる固定資産税（建物）	円	円
指定を受けた事業所にかかる固定資産税（償却資産）	円	円
法人町民税	円	円
合 計	円	円

- 3 申請時における当該事業所に勤務する従業員数 人

- 4 添付書類
 - ・法人にかかる本町の納税証明書
 - ・申請時における従業員名簿

助成金交付決定通知書

年 第 号
月 月 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 （氏名） 印

年 月 日付けで申請のあった助成金について、大淀町企業立地の促進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

記

1 指定番号

2 助成金交付決定額

基準とする税目	交付決定額
指定を受けた事業所にかかる固定資産税（建物）	円
指定を受けた事業所にかかる固定資産税（償却資産）	円
法人町民税	円
合 計	円

指定承継申請書

年 月 日

大淀町長（氏名）様

申請者 住所
会社名
代表者名
電話番号

印

指定事業者の地位を承継したいので、大淀町企業立地の促進に関する条例第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号
- 2 承継しようとする事業所の名称
- 3 承継しようとする事業所の代表者氏名
- 4 事業を引き継いだ年月日 年 月 日
- 5 事業を引き継いだ理由

指定承継承認通知書

年 月 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 （氏名）



年 月 日付で申請のあった指定事業者の地位の承継について、大淀町企業立地の促進に関する条10第2項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 承継する事業所の名称
- 3 承継する事業所の代表者氏名
- 4 事業を引き継いだ年月日 年 月 日
- 5 承継の内容

指定承継不承認通知書

年 月 日

住所
会社名
代表者名

様

大淀町長 （氏名）

印

年 月 日付で申請のあった指定事業者の地位の承継について、大淀町企業立地の促進に関する条例第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり不承認としたので通知します。

なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

記

- 1 指定番号
- 2 不承認の理由